

令和8年4月から開始！

こども誰でも通園制度

保育所などに通っていない0歳6か月～満3歳未満の茅ヶ崎市内在住のこどもであれば、月一定時間まで誰でも幼稚園や保育園などを利用できます！

利用時間や利用料金、利用方法、実施施設などの詳細については、今後、決まり次第ホームページを更新していきます。



【お問い合わせ先】

茅ヶ崎市 こども育成部 保育課
0467-81-7172 (直通)
hoiku@city.chigasaki.kanagawa.jp

